

～良好な生活環境の保持のために～  
風俗行政に携わる方々の職務をサポート!!  
待望の一冊!!

# 逐条解説 風営適正化法

吉田 一哉 著

● A5判 ● 384頁  
● 定価(本体3,000円+税)  
ISBN978-4-8090-1407-9 C3032 ¥3000E  
〔本書の登載基準日:平成30年12月31日〕

## 著者略歴

平成18年4月、警察庁入庁。その後、福井県警察本部刑事部捜査第二課長、警察庁生活安全局保安課課長補佐等を経て、現在、警察庁警備局外事情報部外事課課長補佐

逐条解説  
風営適正化法

吉田 一哉 著

東京法令出版

## 本書の特色

### ◆信頼の内容

国会審議録、解釈運用基準等の資料・文献を引用しつつ解説!  
充実した信頼の内容に!

### ◆「風営適正化法」を順序立てて解説

法の条ごとに制定のねらい(趣旨)、背景や移り変わり(沿革)をはじめ、条文の意味や運用の仕方(解釈・運用)を順序立てて解説。罰則についても触れ、実務をサポート!

### さらに

- 準用規定について読み替え後の条文も掲載し、利便性に配意!
- 注釈・引用を貢下に掲載。読みやすさに配意!
- 卷末に資料として施行令及び施行規則の条文を掲載!

1冊で風営適正化法が網羅できる内容に。

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

検索



東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo\_horei



東京法令出版

# 「序説」では、「風営適正化法」の制定から改正ごとに経緯を解説。法の全てがわかる!!

## 目次

序 説
第1章 総則
第2章 風俗営業の許可等
第3章 風俗営業者の遵守事項等
第4章 性風俗関連特殊営業等の規制
第1節 性風俗関連特殊営業の規制
第1款 店舗型性風俗特殊営業の規制
第2款 無店舗型性風俗特殊営業の規制
第3款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等
第4款 店舗型電話異性紹介営業の規制
第5款 無店舗型電話異性紹介営業の規制
第2節 特定遊興飲食店営業等の規制等
第1款 特定遊興飲食店営業の規制等
第2款 深夜における飲食店営業の規制等

第3節 興行場営業の規制
第4節 特定性風俗物品販売等営業の規制
第5節 接客業務受託営業の規制
第5章 監督
第6章 雜則
第7章 罰則

### 資料

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(抄)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

### 用語索引

## 読みやすさ抜群の構成

104 第三章 風俗営業者の遵守事項等

## 内容見本

### 条文を掲載

(照度の規制)  
第十四条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営むではない。

参照：施行規則第30条・第31条

**準用規定による  
読み替え後の  
条文も掲載!**

### 制定のねらい

**【趣旨】**  
本条は、風俗営業の照度規制について規定するものである。

### 制定の背景、 移り変わり による改正

**【沿革】**  
本条は、昭和59年の法改正により設けられたものである。これにより、同改正前には条例で規定されていた営業所内の照度に係る規制が法律事項とされ、全国的な統一がなされた。

### 条文の意味・ 運用の仕方

**【解釈・運用】**  
1 本条は、風俗営業に係る営業所内の照度が不相當に低い場合には、善良の風俗を害する行為等が行われやすいことから設けられたものである。<sup>\*1</sup> そして、本条は、照度について、規制の内容を明確にするため、数値により規制することとしている。<sup>\*2</sup>  
2 「国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度」は施行規則第30条において、「国家公安委員会規則で定める数値」は施行規則第31条において定められている。<sup>\*3</sup>

**豊富な引用・注釈で  
理解度UP!**

\* 1 薩山注解(1)16頁。第2条の低照度飲食店営業に関する解説(23頁)も参照されたい。  
\* 2 解釈運用基準第17-3。ただし、法第2条第1項第2号に掲げる営業(低照度飲食店)における施行規則第2条第2号に掲げる客室(客席のみにおいて客に遊興をさせるための客室に限る。)については、個々の営業時間につき半分未満の時間に限って、いずれかの測定場所の照度を5ルクス以下とする場合は、本条の違反には当らないものとされている。

\* 3 解釈運用基準第17-3

### (準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条(第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第四条第一項第五号 及び第六号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項
第四条第二項第二号	を保全するため特にその設置を制限する必要	の保全に障害を及ぼすことがないために特にその設置が許容され
第十三条第三項及び 第四項	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	深夜
第十四条及び第十五 条	その営業	その深夜における営業
第十八条	十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜
4 特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。		
第十四条 特定遊興飲食店営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を、国家公安委員会規則で定める数値以下としてその深夜における営業を営むではない。		
第十五条 特定遊興飲食店営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その深夜における営業活動に伴う騒音又は振動に限る。)が生じないように、その深夜における営業を営まなければならない。		
第十八条 特定遊興飲食店営業者は、国家公安委員会規則で定めるところによ		

## 逐条解説 風営適正化法

定価(本体3,000円+税) [コード13460]

## 申込 部

(送料はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

お取扱者(自署)

(TEL - - - )

お届け先住所

〒

団体名

部署名

 公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役  
★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。  
★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。  
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することができます。  
★個人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。  
★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。  
★個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

### ■申込先

**東京法令出版株式会社 受注センター**

〒381-0022 長野市大豆島3111

**FAX 0120-338-923****TEL 0120-338-272**

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社 使用 欄	団体コード		<input type="checkbox"/> 納品済 <input type="checkbox"/> 請求済 <input type="checkbox"/> 領收済	入力印
	得意先コード			
在庫	ラベル	〒		チラシ チラシ